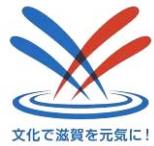


第41回滋賀県芸術文化祭参加事業募集要項



「滋賀県芸術文化祭」は、県民の皆さんに、日ごろの文化芸術に関する創作活動の成果を発表していただき、また、優れた文化芸術に親しみ鑑賞していただくため毎年開催し、今年で41回目を迎えることとなりました。

第41回滋賀県芸術文化祭を県民みんなのものとし、文化芸術活動をより一層推進するため、芸術文化祭に参加される事業を募集します。

参加承認された公演や行事は、あらゆる機会に広く県民の皆さんにお知らせします。また、コンクール形式の催し物については、その催しのなかで優れたものとして選ばれた作品や公演に対し、滋賀県芸術文化祭実行委員会から芸術文化祭奨励賞を授与します。

なお、別記の県立文化施設を利用する場合には、使用料が半額または全額免除されます。

1. 開催期間

平成23年8月27日(土)～平成23年12月31日(土)

2. 主 催

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県芸術文化祭実行委員会
財団法人滋賀県文化振興事業団

3. 参加部門および種目

滋賀県芸術文化祭の参加事業は、次に掲げる部門および種目とします。

(1) 美術	日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書、写真など
(2) 音楽	オーケストラ、吹奏楽、合唱、オペラなど
(3) 演劇	新劇、児童劇、人形劇、ミュージカルなど
(4) 洋舞	バレエ、モダンダンスなど
(5) 文芸	小説、隨筆、詩など
(6) 伝統芸能	詩吟、邦楽、能、狂言、日本舞踊など
(7) 伝統文化	華道、茶道など
(8) メディア芸術	映画、アニメーションなど
(9) 文化一般	(1)から(9)までのうち2部門以上にわたるものや、講演会、シンポジウムなど

4. 参加基準

参加事業は次の条件をすべて満たすもので、実行委員会が承認した事業とする。

- (1) 滋賀県芸術文化祭の趣旨に沿うものであること。
- (2) 事業が一般の人に公開されるものであること。
- (3) 個人が自分の成果の発表を目的に開催するものでないこと。
- (4) 営利を主たる目的としないものであること。
- (5) 政治的、宗教的目的を有しないものであること。

5. 参加申込の方法

芸術文化祭参加申込書に必要事項を記入の上、7月1日(金)(必着)までに 下記
あて申し込んでください。

なお、記入にあたっては別紙「記入の仕方」を参考にしてください。

＜送り先＞〒520-0044

大津市京町三丁目4-22

財団法人滋賀県文化振興事業団内

滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局

[TEL 077-522-6268]

[FAX 077-522-9647]

※参加事業申込書、事業実施報告書は事業団ホームページからダウンロードできます。
(<http://www.shiga-bunshin.or.jp>)

6. 参加承認の通知

申し込みのあった参加事業については、芸術文化祭実行委員会がその内容を審査し、
その結果を申込者に通知します。

7. 参加が承認された場合

承認通知のあった参加事業については、下記のことを守ってください。

- (1) ポスター、プログラム、看板等に「第41回滋賀県芸術文化祭参加事業」である
旨の記載をし、原則として「文化で滋賀を元気に！プロジェクト」シンボルマークを記載してください。(シンボルマークの画像データは、承認の際お送りします。)
- (2) 事業終了後1か月以内に、別紙「芸術文化祭参加事業実施報告書」に事業関係の
資料を添付し、芸術文化祭実行委員会事務局に提出してください。

8. 芸術文化祭奨励賞の交付

コンクール形式による事業については、その事業のなかでの審査の結果、優れたもの
として選ばれた作品や公演に対し、滋賀県芸術文化祭実行委員会から「芸術文化祭奨励
賞」(賞状)を交付します。

なお、「芸術文化祭奨励賞」(賞状)は、芸術文化祭実行委員会事務局または県立文化
産業交流会館まで受け取りに来てください。

9. 県立文化施設の使用料の減免

芸術文化祭参加が承認された事業については、下記の県立施設の使用料を半額または
全額免除します。ただし、付帯設備使用料は免除できません。

なお、営利を目的とした興行は減免対象とはなりません。

- ・ 使用料が減免される期間

平成23年8月27日(土)から12月28日(水)までの間

- ・ 対象施設

県立文化産業交流会館、しが県民芸術創造館

- ・ ただし、免除の内容は施設によって異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

10. その他

滋賀県または滋賀県教育委員会の「後援名義の使用」を希望される場合には、この
「参加事業申込」とは別に、申請手続きが必要ですのでご留意ください。